

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「保護預り約款」

改訂日：平成28年1月1日改訂

旧	新
<p data-bbox="121 300 188 327">(新設)</p> <p data-bbox="121 779 335 806">(当社への届出事項)</p> <p data-bbox="121 824 778 994">第5条 「保護預り口座設定申込書」に押捺された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届けの印鑑、住所、氏名または名称、生年月日等とします。</p> <p data-bbox="121 1016 778 1285">2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券(以下第23条を除き「株券等」といいます。)に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「<u>外国人登録証明書</u>」の書類をご提出願うことがあります。</p> <p data-bbox="121 1352 399 1379">(保護預り証券の口座処理)</p> <p data-bbox="121 1397 778 1473">第6条 保護預りとしてお預りする証券は、すべて同一口座でお預りします。</p> <p data-bbox="121 1496 778 1859">2 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替<u>え</u>を受け、または他の口座へ振替<u>え</u>を行うことがあります。この場合、他の口座から振替<u>え</u>を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替<u>え</u>を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替<u>え</u>を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替<u>え</u>が行われなことがあります。</p> <p data-bbox="121 1926 367 1953">第7条～第12条(省略)</p>	<p data-bbox="810 300 1002 327"><u>(共通番号の届出)</u></p> <p data-bbox="810 344 1468 707"><u>第4条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p data-bbox="810 779 1024 806">(当社への届出事項)</p> <p data-bbox="810 824 1468 994">第5条 「保護預り口座設定申込書」に押捺された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届けの印鑑、住所、氏名または名称、生年月日、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p data-bbox="810 1016 1468 1285">2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券<u>および</u>投資証券(以下第23条を除き「株券等」といいます。)に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「<u>在留カード</u>」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p data-bbox="810 1352 1088 1379">(保護預り証券の口座処理)</p> <p data-bbox="810 1397 1468 1473">第6条 保護預りとしてお預りする証券は、すべて同一口座でお預りします。</p> <p data-bbox="810 1496 1468 1859">2 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われなことがあります。</p> <p data-bbox="810 1926 1056 1953">第7条～第12条(省略)</p>

<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第 13 条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、方法によりお手続きください。この場合、当社所定の本人確認等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2～4(省略)</p> <p>第 14 条～第 17 条(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下省略)</p> <p>(平成 <u>22</u> 年 <u>7</u> 月現在)</p>	<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第 13 条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、<u>当社所定の方法</u>によりお手続きください。この場合、当社所定の本人確認等の書類をご提出<u>または「個人番号カード」等をご提示願うこと等</u>があります。</p> <p>2～4(省略)</p> <p>第 14 条～第 17 条(省略)</p> <p>(緊急措置)</p> <p><u>第 17 条の 2 法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p>(平成 <u>28</u> 年 <u>1</u> 月現在)</p>
---	---

以上